

## 事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：平成 28 年 9 月 26 日

担当部署：社会基盤・平和構築部

都市・地域開発グループ第一チーム

<b>1. 案件名</b>
国 名：スリランカ民主社会主義共和国 案件名：キャンディ都市開発計画策定プロジェクト The Project for Formulation of Greater Kandy Urban Plan
<b>2. 協力概要</b>
(1)事業の目的 本事業は、キャンディ都市圏において、開発ビジョン及び遺産地区の詳細計画を作成する（行う）ことにより、遺産地区の保全及び価値向上に寄与する。 (2)調査期間 2017 年 2 月～2018 年 7 月を予定(計 18 ヶ月) (3)総調査費用 2.4 億円 (4)協力相手先機関 スリランカ都市開発庁 (5)計画の対象(対象分野、対象規模等) 都市開発ビジョン改訂の対象地域は、キャンディ都市圏(人口約 90 万人、約 600km <sup>2</sup> )とする。その中で詳細計画策定対象地域については、キャンディ市遺産地区(約 2km <sup>2</sup> )とする。
<b>3. 協力の必要性・位置付け</b>
(1)現状及び問題点 キャンディ市はスリランカ中部州の州都であり、人口約 13 万人（2012 年）をかかえるスリランカ第 2 の都市である。また、シンハラ人王朝最後のキャンディ王国（1469 年～1815 年）の都であるとともに、スリランカ仏教の聖地であるという歴史的な重要性から、キャンディ市遺産地区はユネスコ世界文化遺産に登録されている。このような理由により、経済的・社会的・文化的側面から大きな発展の可能性を有しているが、近年の無秩序な都市開発の結果、交通渋滞を初めとする遺産地区の過密問題、居住性の低下や土砂災害のリスクの増大等様々な問題が生じている。また遺産地区の街並みに対して適切に修復・保存されていないために、歴史遺産都市としての価値や魅力が損なわれつつあり、キャンディ市はスリランカにおける最も人気のある観光地の一つでありながら、その潜在的な経済効果を十分に発揮しきれていない状態にある。 このような課題を解決すべく、スリランカ都市開発庁（UDA）は、キャンディ都市圏開発構想（Greater Kandy Master Plan）を 2015 年に策定し、キャンディ市及び周辺地域における都市開発の基本方針、交通・上下水道の優先実施事業を特定した。また、キャンディ都市圏交通改善プログラム（Kandy Transport Improvement Program、2014 年 5 月最終報告書提出）において、交通インフラ整備に係る優先事業の特定と概略事業費の算出が行われており、その結果を踏まえて、世界銀行等の支援を受けつつ包括的な対応に着手している。 一方で、歴史遺産都市としての価値や魅力が損なわれつつあるという課題を

解決していくためには、上記構想等のみでは不十分で、キャンディ市中心部の開発抑制及び郊外部への開発誘導のための都市開発ビジョン(キャンディ都市圏開発構想)の部分的な見直し、同市中心部の遺産地区における詳細計画の策定が必要となっているが、先方のノウハウが欠如しているため、実施には至っていない。

本件は、上記を背景として、キャンディ都市圏における都市開発ビジョンの作成、同市中心部における詳細計画作成により、キャンディ市の都市価値を向上させるため、要請に至ったものである。

#### (2)相手国政府国家政策上の位置づけ

スリランカでは、国家戦略的都市開発計画に基づき、複数の都市で都市環境改善に取り組んでいる。キャンディ市を含むキャンディ都市圏は同プログラムの対象都市の一つで UDA はキャンディ都市圏の近年の無秩序な開発、慢性的な交通渋滞、居住性の低下、土砂災害等を解決し、歴史遺産都市としての潜在的な経済効果を発揮すべく、「キャンディ都市圏開発構想(キャンディ市中心部及び郊外部三拠点の都市機能分担、混雑の緩和、歴史的遺跡の活用、居住性の改善を含む)」を策定し、包括的な課題の解決に取り組んでいる。本件は、キャンディ都市圏の開発ビジョン、キャンディ市遺産地区の詳細計画及びその実行性確保のためのガイドライン策定を支援することで、上記開発構想の一部を実現するものである。

#### (3)他国機関の関連事業との整合性

世界銀行は、スリランカ国家プログラム戦略都市開発計画の一環として、キャンディ都市圏を含む同国二都市を対象とした借款(Credit)事業「Strategic City Development Project」(総事業費147百万ドル、内キャンディ開発94百万ドル)に2014年9月に調印。①交通管理、②下水、③上水、④都市空間改善、⑤市議会の能力開発等の分野において、インフラ整備や人材育成等について取組み中。なお、同事業においてインフラ整備計画策定のために、一定の現状分析を行っているため、本事業においてもそれらデータの活用により、調査工程の短縮を図る。一方で、同事業には遺産地区の詳細計画は策定されておらず、本事業との重複はない。

#### (4)我が国援助政策との関連、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ

対スリランカ国別援助方針(2012年6月)においては、「後発開発地域に配慮した経済成長の促進」が基本方針として設定され、3つの重点分野が設けられているが、そのひとつが「経済成長の促進」であり、本件も同重点分野に位置づけられており、我が国の援助方針に合致している。

また、2015年10月のウィクラマシンハ首相訪日時に、仏教の伝統を踏まえた都市計画の知見がある日本に対し本プロジェクトが要請されたものであり、我が国においても重要性の高い案件として位置づけられている。同月に締結された日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言においても、スリランカ国家開発計画に係る協力として同首相より本件実施への期待が述べられている。

### 4. 協力の枠組み

#### (1)調査項目

- 1) 調査対象地域の現況把握及び開発課題の分析
  - (ア) 対象地域の現況把握
  - (イ) 関連法制度・機関、組織の役割・業務の確認、分析

- (ウ) 他ドナーの支援状況、関連プロジェクトの確認
- (エ) 環境社会配慮に関する情報収集・整理
- (オ) 制約条件と課題の分析
- 2) キャンディ都市圏の都市開発ビジョンの改定
  - (ア) Kandy City Region Strategic Development Plan のレビュー
  - (イ) Greater Kandy Mater Plan のレビュー
  - (ウ) 既存関連計画の人口フレームワークのレビュー・改訂
  - (エ) 各自自治体ごとの計画人口設定
  - (オ) 市街化すべき地域の特定
  - (カ) 戦略的環境アセスメント (SEA) の実施
  - (キ) 都市開発庁が作成するゾーニングへの技術的助言
- 3) 遺産地区における詳細計画策定
  - (ア) 地区内の開発方針、戦略の策定 (景観軸の設定、周遊路の設定、等)
  - (イ) 歴史的建築物・遺産インベントリーのレビュー
  - (ウ) 建物所有者への家庭訪問調査の実施
  - (エ) 詳細計画の策定 (開発ガイドライン、プロジェクトリスト含む)
  - (オ) ステークホルダー会議の実施
- 4) 計画の実現に向けた提言
  - (ア) 計画の実施体制にかかる提言
  - (イ) 優先プロジェクトの特定
  - (ウ) 歴史的建築物保全方策の提案 (補助金等)
  - (エ) 計画実施に向けた投資促進施策に関する提言

(2) アウトプット (成果)

- 1) キャンディ都市圏の都市開発ビジョンの改定
- 2) キャンディ市歴史地区における地区計画・景観指針の策定
- 3) 投資促進含む計画実施にかかる提案

(3) インプット (投入) : 以下の投入による調査の実施

- (a) コンサルタント (約 48M/M)
  - a. 総括 / 都市開発
  - b. 都市デザイン
  - c. 土地利用計画
  - d. 計画フレームワーク
  - e. 交通計画
  - f. 歴史的街並み保全
  - g. 環境社会配慮 / パブリックコンサルテーション①
  - h. 防災
  - i. 都市開発事業計画
  - j. 研修計画 / パブリックコンサルテーション②
- (b) その他 研修員受入れ
  - ・ 本邦研修
  - ・ 現地におけるセミナー、ワークショップ等
  - ・ 調査用資機材

5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標

提案計画が開発計画 (マスタープラン) として活用され、計画に基づき都市の成

長が適切に管理(規制・誘導)されるとともに、歴史的街並みの活用が図られ、歴史都市・観光都市としてのキャンディの価値が向上する。

## 6. 外部要因

(1) 協力相手国内の事情

(a) 政策的要因：政権交代等による政策の転換により提案計画が形骸化しない。

(b) 行政的要因：関係省庁・機関の権限が変更されない。関係機関の間で必要な調整が適切に行われる。

(c) 社会的要因：自然災害等の影響により想定外の人口流入・流出、歴史的建造物・文化財の毀損が生じない。

(2) 関連プロジェクトの遅れ：特になし

## 7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

本件では、計画策定に先立ち、現状分析を行う際には、都市開発におけるニーズが男女間で異なる可能性があることを念頭に置き、可能な限り男女別での統計データにあたるよう努める。更に、ステークホルダー会議に女性を含む多様な関係者が参加できるよう配慮する等、計画に女性の意見が適切に反映されるよう工夫する。

(環境社会配慮)

(1) カテゴリ分類：C

(2) カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

## 8. 過去の類似案件からの教訓の活用

(1) 類似案件からの教訓

モンゴル「都市開発実施能力向上プロジェクト」の終了時評価において、多数の関係者の関与が必要な場合には、プロジェクト開始に際して、組織横断的なタスクフォース設置等、幅広い関係者を巻き込む効果的なプロジェクト推進体制を構築することが重要であることが、教訓として述べられている。

(2) 本事業への活用

本事業においても、政府機関から住民まで多数の関係者の関与が必要な案件であり、計画策定後の実施段階も見据えて、政府機関から住民代表まで幅広い関係者を巻き込んだ形の実施体制を構築することについて、詳細計画策定調査時に合意している。

## 9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標 (提案計画の活用状況)

・提案する都市開発ビジョン及び詳細計画がスリランカ国内の所定の承認プロセスを経てスリランカ政府の計画として公式化される

(2) 上記(1)を評価する方法および時期

事業終了3年後 事後評価